

統計法第 33 条の運用に関するガイドライン

制定 平成 20 年 12 月 24 日

改正 平成 21 年 9 月 29 日

総務省政策統括官（統計基準担当）決定

目 次

- 第1 目 的
- 第2 定 義
- 第3 法第 33 条に基づく調査票情報の提供に当たっての事務処理要綱の作成
- 第4 事務処理の流れの概要
- 第5 法第 33 条の運用体制等
- 第6 調査票情報及びこれに付帯する書類の保管、整備
- 第7 事前相談への対応
- 第8 申出者からの申出文書の受付
- 第9 行政機関又は届出独立行政法人等による審査
- 第10 審査結果の通知
- 第11 調査票情報及び利用に必要な情報の提供
- 第12 調査票情報の利用期間中の対応及び終了後の処置の確認
- 第13 調査票情報の不適切利用への対応
- 第14 提供状況の総務大臣への報告

第1 目 的

統計法第 33 条の運用に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、行政機関の長又は届出独立行政法人等が統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 33 条の規定に基づき統計調査の調査票情報を提供するに当たっての事務処理の指針を示すことを目的とする。

第2 定 義**1 調査票情報**

本ガイドラインにおいて「調査票情報」とは、法第 2 条第 11 項に規定される情報とする。

2 ドキュメント

本ガイドラインにおいて「ドキュメント」とは、電子化又は磁気化された調査票情報がどのような情報であるかを示す情報であり、例えばデータレイアウトフォーム、符号表、調査票情報から、公表された統計表を作成するために必要な情報（例えば、調査票情報に対するウエイトなど）とする。

3 公的機関

本ガイドラインにおいて「公的機関」とは、統計法施行規則（平成 20 年 12 月 16 日 総務省令 145 号。以下「施行規則」という。）第 9 条第 1 号に規定される「公的機関」をいう。すなわち、法第 2 条第 1 項に規定される行政機関（以下「行政機関」という。）、地方公共団体その他の執行機関、法第 2 条第 2 項に規定される独立行政法人等（以下「独立行政法人等」という。）及び施行規則第 8 条に規定される者をいう。

4 届出独立行政法人等

本ガイドラインにおいて「届出独立行政法人等」とは、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）第 8 条に規定される法人をいう。

第 3 法第 33 条に基づく調査票情報の提供に当たっての事務処理要綱の作成

行政機関及び届出独立行政法人等は、法第 33 条に基づく調査票情報の提供の事務処理を行うに当たり、本ガイドラインを参考に事務処理要綱を策定するものとし、法第 33 条に基づく調査票情報の提供に係る事務は、当該事務処理要綱によって実施するものとする。

なお、調査票情報の提供は電子媒体転写分による場合がほとんどであり、紙媒体による提供は少数であると考えられるため、本ガイドラインでは、特に電子媒体転写分による提供について例示的に記載しているが、紙媒体による提供が一定程度見込まれる場合には、必要に応じて、当該事務処理要綱において詳細に記載する。

また、法第 33 条に基づき調査票情報の提供を求める者の申出の円滑化並びに行政機関及び届出独立行政法人等による提供の可否の判断の透明性等を確保する観点から、策定した事務処理要綱等をインターネット等を通じて対外的に明らかにすることとともに、「統計調査等業務の業務・システムの最適化計画」（平成 18 年 3 月 31 日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に掲げる記法等の標準化の取組にも準拠しつつ調査票情報及びデータレイアウト等の必要なドキュメントの整備に取り組むものとする。

第 4 事務処理の流れの概要

本ガイドラインは、法第 33 条に基づく調査票情報の提供について、次のような事務処理の流れを想定して策定している。

- (1) 法第 33 条の運用体制等の決定
- (2) 調査票情報及びこれに付随する書類の保管、整備
- (3) 事前相談への対応
- (4) 申出者からの申出文書の受付
- (5) 行政機関又は届出独立行政法人等による審査
- (6) 審査結果の通知
- (7) 調査票情報及び利用に必要なドキュメントの提供
- (8) 調査票情報の利用期間終了後の処置の確認
- (9) 提供状況の総務大臣への報告

第5 法第33条の運用体制等

法第33条に基づき行政機関又は届出独立行政法人等は、それぞれ自らの判断で調査票情報の提供を行うことから、特に、多くの統計調査を所管する行政機関においては、当該機関内での対応を統一化し、併せて各機関内の運用体制を明確にするため、調査票情報の利用を希望する者（以下「申出者」という。）に対する一元的窓口機能及び調整機能を果たす組織体制（以下、この機能を果たす組織を「窓口組織」という。）を指定する等の運用を行う。^{注1)}

また、必要に応じて行政機関内で関係職員を構成員とする会議を設け、これを定期的に又は随時、開催することなどにより、当該行政機関内における対応・意思の統一化を図るよう努める。

注1) 統計主管部局の当該筆頭課において、申出者からの一元的窓口機能、調整業務を行うことが考えられる。

※ 窓口組織を指定しない場合、本ガイドラインにおいて窓口組織が実施することとしている業務は、第6を除き各調査所管課室で対応する。

第6 調査票情報及びこれに付随する書類の保管、整備

法第33条に基づき調査票情報を申出者に提供し利用させるためには、調査票の原票又は電子化された調査票情報がドキュメントとともに適正に保管されている必要がある。

各行政機関及び届出独立行政法人等においては、所管統計調査に係る統計の作成完了後は調査票情報及びドキュメントの適正な保管に努める。

また、窓口組織は、申出者からの法第33条に基づく調査票情報の提供に関する相談対応や調査票情報の提供事務等に資するため、当該機関内における各課室の調査票情報及びドキュメントの存在の有無・所在とその保管状況、個別の調査票情報の利用の申出があった場合の個別の調査に対応する内容審査担当部署等を把握し、様式第1号を参考に調査票情報利用管理リストの作成などを行う。

なお、当該リストの更新は年1回以上実施することが望ましい。

第7 事前相談への対応

法第33条に基づき、申出者から連絡・相談等があった場合、法第33条の趣旨、利用の制限（守秘義務、利用期間、提供可能な情報）、審査基準等について説明を行うとともに、関連制度（法第32条、法第34条及び法第36条）と混同していない点等についても確認を行うよう努める。

また、当該申出に係る提供に関する応諾可能性についても可能な限り確認を行うとともに、手続き等について不明な点がある場合には可能な限りその解消を行う。

なお、相談に当たっては、原則として窓口組織で行うものとし、必要に応じて統計調査所管課室が直接相談に応じる。

第8 申出者からの申出文書の受付

1 申出文書の提出

調査票情報の提供の申出は、調査票情報の申出者が、事前（注2）に行政機関の長（大臣等）又は届出独立行政法人等の長あての文書（以下「申出文書」という。）をもって行うものとし、行政機関における提出先は窓口組織とする。

なお、申出文書は様式第3号を参考として行政機関又は届出独立行政法人等の長が定めた様式とする。

注2) 「事前に」とは、申出文書が行政機関の長又は届出独立行政法人等の長に到達することが、使用開始希望日の1か月以上前であることを要する。

2 電子情報処理組織を利用した申出（いわゆる「オンラインによる申出」）

行政機関及び届出独立行政法人等は、前記1に規定する申出文書を、当該機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申出者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、申出者から当該機関に送付することができるよう努めるものとする。

なお、当該対応が可能な行政機関又は届出独立行政法人等においては、電子申請手続に関する省令等の整備を図るものとする。

3 法第33条第1号該当の申出者と第2号該当の申出者について

(1) 法第33条第1号に該当する場合

法第33条第1号に基づく申出の場合、申出を行った「当該公的機関」にその使用を認めるものであり、「当該公的機関に所属する個人」のための使用を認めるものではない。

したがって、本申出は行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等の長をもって行うこととし、当該調査票情報を使用して実施する統計の作成等の結果又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成が、申出を行う当該機関の活動にとって必要不可欠であることを証明する書類の添付を必要とする（行政機関、又は地方公共団体その他執行機関が申出する場合は不要。）。

なお、証明する書類の様式については、様式第2号を参考として行政機関の長又は届出独立行政法人等が定めた様式とする。

(2) 法第33条第2号に該当する場合

法第33条第2号に該当する者は、第1号に該当する者が行う統計の作成等と同等の統計の作成等として施行規則第9条で定める統計の作成等を行う者であるため、申出者は組織、法人、個人いずれにも限定されないこととなる。

したがって、法人その他の団体が申出者である場合には、その代表者を申出者とする。その際には、当該法人その他の団体の名称及び住所も明らかにする。

また、個人が申出者である場合には、当該個人を申出者とする。その際には、当該

個人の生年月日及び住所も明らかにする。複数の個人による申出の場合には、その代表者を申出者とする。

なお、これらの申出の場合、施行規則第9条第1号から第3号のいずれかに該当することを示す次の①又は②の書類の添付を申出者に対し求める。

- ① 公的機関から委託を受けた調査研究の一環としての調査票情報の利用又は公的機関と共同して行う調査研究の一環としての調査票情報の利用（法第33条第2号に基づく施行規則第9条第1号に該当する申出）、公的機関からの公募による方法での補助を受けて行う調査研究（例：文部科学省科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金）等の一環として調査票情報の利用を行う場合（法第33条第2号に基づく施行規則第9条第2号に該当する申出）には、その委託、共同研究若しくは補助の関係を示す文書の写し及び調査研究等の概要に関する資料
- ② 当該調査票情報の利用目的が、行政機関又は地方公共団体が行う政策の企画、立案、実施、評価等に有効であると認められる場合（法第33条第2号に基づく施行規則第9条第3号に該当する申出）には、当該行政機関の長又は地方公共団体の長がその旨を示す文書

4 申出文書に記載を要する事項

申出文書には、次のアからコまでに掲げる事項についての記載を求める。

- ア 統計調査の名称
- イ 調査票情報の利用目的
- ウ 調査票情報の利用者の範囲
- エ オンサイト利用である旨
- オ 利用する調査票情報の名称及び範囲
 - (ア) 名称
 - (イ) 年次等
 - (ウ) 地域
 - (エ) 属性的範囲
- カ 利用する調査事項及び利用方法
- キ 利用期間
- ク 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法
- ケ 結果の公表方法及び公表時期
- コ 転写書類の利用後の処置

なお、記載事項の詳細及び記入例は次の（1）から（10）を参考として事務処理要綱等に定めるなどの対応を行う。

（1）統計調査の名称

申出に係る統計調査の名称を記載する。

《記載例》

- ・ ○○統計調査（基幹統計「○○」を作成するための調査）
- ・ ○○統計調査（一般統計調査）

（２）調査票情報の利用目的

調査票情報を利用して得ようとする資料又は情報及びその利用目的を、具体的に記載する。

申出者が、法第 33 条第 1 号に該当する申出である場合は、その利用目的は統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成に限られる。

また、法第 33 条第 2 号に該当する申出である場合は、その利用目的は、統計の作成等に限られる。

《記載例》

- ・ 「○○基本計画」を策定するための基礎資料として、…の実態を把握する。
- ・ ○○省の補助金を受けて行う「…に関する研究」の一環として、…について分析する基礎資料を得る。
- ・ 基幹統計調査である○○統計調査を実施するに当たっての調査対象を選定する。
- ・ ○○省○○調査の調査票情報と○○省○○調査の調査票情報をマッチングすることにより「…に関する研究」を行うための基礎統計データを作成する
- ・ 一般統計調査である○○統計調査を実施するに当たり、記入者の負担を軽減するため○○省○○調査の結果を用いてプレプリントを行う。

（３）調査票情報の利用者の範囲

調査票情報を利用する者について、その所属機関名、役職名、氏名等を記載すること。

なお、組織で使用し、個別の利用者を特定できない場合には、使用する組織をできるだけ限定的に記載する。

《記載例》

- ・ ○○省○○局○○課○○係長○○○○（氏名）
- ・ ○○県○○課の○○担当職員
- ・ ○○大学経済学部教授○○○○（氏名）
- ・ ○○から集計事務を受託した株式会社○○の○○部○○課の電子計算機担当職員

このほか、次の①及び②に該当する場合には、それぞれに記載する文書の添付を行う。

- ① 法 33 条第 2 号により調査票情報の使用を申し出る場合には、行政機関の長又は届出独立行政法人等が作成する「利用規約」に対し、調査票情報を扱う者全員が当該利用規約の内容を遵守する旨を認め署名又は記名押印した誓約書

② 申出者が、法第 33 条に基づく調査票情報の利用に係る業務を公的機関の役職員以外の者に委託等する場合には、申出者は、業務の委託等に係る契約書の写しを添付することとし、契約書のほかに、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合には、当該覚書等の写しの添付も求める。

なお、契約締結前である等の事情で委託契約書及び覚書等の写しが添付できないときには、各行政機関及び届出独立行政法人等において様式第 4 号を参考として定めた様式に基づく文書を添付することで、委託契約書及び覚書等に代替できるものとする。

また、調査票情報の利用に係る業務を委託する場合にあっては、その委託契約に当たり、秘密保護の観点から、次の事項を契約書又は覚書等に明記する等適切な措置を講ずることとする。

- ・ 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ・ 秘密保持義務に関する事項
- ・ 適正管理義務に関する事項
- ・ 調査票情報の転写、貸与及び提供の禁止に関する事項
- ・ 調査票情報等の集計のための作業の過程で作成し、不要となった入出力媒体の廃棄に関する事項
- ・ 業務の再委託の禁止に関する事項
- ・ 調査票情報の管理状況についての検査に関する事項
- ・ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ・ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

(4) オンサイト利用である旨

利用者が、行政機関又は届出独立行政法人等が指定する場所及び機器において調査票情報を利用する方法（以下「オンサイト利用」という。）により、調査票情報を利用する場合にあっては、オンサイト利用である旨を記載する。

なお、場所及び機器の指定に当たっては次の基準を参考に行う。

- ・ 情報管理の厳格な施設及び機器（物理的及び I C T 面のセキュリティが担保された作業環境及びデータ保管環境を整えた設備を有した施設・機器）であること
- ・ データ保護管理のルールを定め、施設及び機器の管理責任者、施設利用者の管理を行う利用管理者を配置した体制により管理されていること
- ・ 管理責任者、利用管理者により、利用者の監視措置、入退室、使用機器の調査票情報使用時における外部ネットワークとの遮断、利用者による不正な持込み及び持ち出しの防止などの措置が取られていること

(5) 利用する調査票情報の名称及び範囲

ア 名称

利用する調査票情報が、どの調査票に関する情報であるのかを記載する。

なお、調査票が多くなる場合には、適宜番号を付して列記する、ア～エを整理

する等、分かりやすく記載する。

《記載例》

- ・〇〇調査票（甲及び乙）
- ・① 〇〇調査票（年次分調査用）
- ② 〇〇調査票（月次分調査用）
- ③ 〇〇調査票（基本情報調査用）

イ 年次等

アに記載した調査票情報の年次等について記載する。

なお、年次等によって、利用する調査票情報が異なる場合には、それが明確になるように記載する。

《記載例》

- ・平成 14 年及び 15 年
- ・平成 13 年 4 月分から 13 年 12 月分までの各月分
- ・平成 14 年（〇〇票、△△票、□□票）、平成 15 年（〇〇票のみ）

ウ 地域

どの地域の調査票情報であるかを記載する。

同一の申出の中に複数の利用者が存在し、利用者によって、それぞれ使用する調査票情報の地域の範囲が異なる場合には、この部分において記載する。

地域属性について複数の概念がある場合には、〇〇県在住者、〇〇県通勤者等と、適宜書き分ける。

《記載例》

- ・全国分
- ・〇〇県分
- ・〇〇が利用する場合にあっては全国、〇〇が利用する場合にあっては、その〇〇県に係るものに限る。

エ 属性的範囲

特定の属性的範囲について利用する場合に記載する。（この項目に記載のない場合には、属性的範囲に限定のないものとみなす。）

《記載例》

- ・従業員 30 人以上の事業所
- ・資本金 1000 万円以上の法人

(6) 利用する調査事項及び利用方法

ア 調査事項

調査票の調査事項のうち、利用する事項をすべて記載することとし、項目が多くなる場合には、適宜番号を付して列記する、一覧表形式で記載する等により、円滑な審査、的確な項目の抽出が可能となるよう、分かりやすく記載する。

行政機関又は届出独立行政法人等が、調査事項を基に加工して二次的に作成した項目（ウエイト等）についても必要に応じて記載する。

年次等により事項名が異なる場合は、それぞれ明確に記載する。

特に、調査対象の名称、住所・所在地等は原則として提供しないが、第9（1）に定める「統計を作成するための調査に係る名簿の作成」等で利用する場合には、名称等を利用する理由を明確に記載する。

《記載例》

- ・都道府県番号、事業所一連番号、資本金、生産額
- ・事業所の名称、所在地、従業員数、資本金額、・・・

（下線部は、〇〇調査の実施のための名簿及びプレプリント情報として利用する）

イ 利用方法

調査票情報を利用する方法について、誰が、どこで、どのようなコンピュータの環境において、どのような方法で利用するのかについて具体的に記載する（利用する調査票情報ごとに利用者が異なる場合は、その旨も併せて明記する。）。

その際、閲覧、転写、集計の別を明示するとともに、調査票情報を転写する場合には転写様式を添付する。

原則として、統計の作成を行う場合は集計様式、統計的研究を行う場合は電子計算機による分析出力様式をすべて添付する。

分析出力様式等の作成が困難な分析手法による場合で、行政機関又は届出独立行政法人等が認めるときは、所要の審査が必要な範囲において、当該分析に利用する変数、出力する統計値、適用する具体的な分析手法等を具体的に記述することとして差し支えない。

なお、オンサイト利用の場合は、研究計画書を添付することとし、集計様式又は電子計算機による分析出力様式は主なもので差し支えない。

《記載例》

- ・ 〇〇県〇〇部〇〇課の〇〇担当職員が、同課内において外部ネットワークと物理的に接続していないパソコンにおいて提供を受けたCD-Rを用いて集計を行う。集計様式は別添のとおり。
- ・ 〇〇大学の〇〇教授及び〇〇助教が、〇〇省〇〇局〇〇部の指定する〇〇（オンサイト施設）において、「使用する調査事項」欄記入の調査票情報（様式は別添1）の内容を用いて〇〇の分析を行う。研究計画書は別添2、主な集計様式及び分析出力は別添3のとおり。
- ・ 〇〇大学の〇〇教授及び〇〇助教が、〇〇省〇〇局〇〇部に保管されている紙媒体の調査票の原票を手書きにより転記する。転記する様式は別添1。〇〇大学〇〇教授の研究室において、エクセルに転記内容を入力した上で、

統計的分析を行う。分析出力様式は別添2のとおり。

(7) 利用期間

希望する利用期間について、その始期と終期を記載する。特に終期については、年月日が特定できるようにする。

なお、利用期間は、その利用に必要な最小限の期間とするが、やむを得ない合理的な理由により利用期間が1年以上となる場合は、行政機関等又は届出独立行政法人等の判断により、利用期間を1年とし、利用申出を1年ごとに改めて行うこととして差し支えない。

《記載例》

- ・ 平成21年7月1日から同年11月30日までの間
- ・ 提供を受けた日から平成〇年〇月〇日までの間

(8) 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法

調査票情報を利用し保管する場所を限定して具体的に記載することとし、集計を民間事業者に委託した場合などに限り、必要に応じて住所を記入させる。

なお、オンサイト利用の場合は記載を省略することができる。

《記載例》

施錠可能な〇〇省〇〇局〇〇課電子計算機室内に限定して利用し持ち出しを禁止するとともに、職員が電子計算機室内に入る職員を相互にチェックする。また、外部のネットワークに接続しないサーバー及び〇台のクライアントから構成される電子計算機室内だけのLAN環境で調査票情報を使用するとともに、調査票情報及び中間生成物はすべて外付けのドライブに格納しサーバー及びクライアントに内蔵される記憶装置には一切の情報の蓄積を行わない。さらに、これらの情報を使用しないときは、当該外付けのドライブをサーバー又はクライアントから外し、電子計算機室内の施錠可能なキャビネットに施錠して保管する。保管管理責任者は電子計算機室に所属する〇〇係長とする。

(必要に応じて対応)

なお、集計は(株)〇〇に委託することとし、その利用及び保管場所の住所は次のとおり。

東京都〇〇区〇〇・・・

(9) 結果の公表方法及び公表時期

調査票情報を利用した統計の作成等の結果及び当該結果を用いた調査研究等の成果を公表するか否かを記載する。

公表する場合には、その方法及び時期を明記するとともに、公表しない場合は、その理由を明記する。

また、個々の調査対象等に関する事項の秘匿について配慮する旨を併記する。

《記載例》

- ・ 集計結果は、平成 14 年 3 月末日までに印刷物（その名称を明記）として公表する。なお、公表の際、事業所数が 1 若しくは 2 となる場合には秘匿するほか、3 以上となる場合であっても、個々の事業所の秘密が漏れない方法により行う。
- ・ ○○統計調査の調査対象名簿として使用し、公表しない。
- ・ □□審議会における○○基本計画策定のための基礎資料として使用し、審議会への資料提出をもって公表とする。
- ・ ○○白書への掲載をもって、公表とする。

(10) 転写書類の利用後の処置

保管終了後の処置（焼却、消去、返納、溶解又は裁断（以下「廃棄」という。））について記載する。

なお、調査票情報を使用する過程で個々の調査対象ごとにその申告内容が判別できる中間集計表を作成する場合には、当該中間集計表の取扱いについても同様とする。

《記載例》

- ・ 転写した書類については、当該目的以外に利用しないこととし、利用終了後直ちに裁断する。
また、集計に用いた中間集計表についても、当該目的以外に使用しないこととし、利用終了後直ちに裁断する。
- ・ 公表後、1 か月間、県総務部統計課（責任者、統計課長）において保管する。
その後、中間集計表は直ちに焼却する。

第 9 行政機関又は届出独立行政法人等による審査

1 審査担当部署

原則として統計調査を所管する部署が内容審査を行い、形式審査は、窓口組織が行う。
なお、組織の対応によっては窓口組織が内容審査を行うことを否定するものではない。

2 申出文書の受領と審査

窓口組織において申出文書を受領した場合、窓口組織で複写した申出書を確保し、形式審査を行い、併せて、第 6 に基づき作成した調査票情報利用管理リストに掲載された内容審査担当部署において、申出書の内容審査を実施する。

なお、審査に当たっては、対応の統一性を確保する観点から様式第 5 号を参考として各行政機関及び届出独立行政法人等において定めた様式に基づき審査報告書を作成して審査することが望ましい。

3 申出に対する基本的審査基準

申出に対して応諾の適否を判断する基本的基準は、法第 33 条に該当し、かつ、調査

票情報の利用に際して、調査対象等の秘密保護に欠けることがなく、法第 42 条及び第 43 条が確実に遵守されると認められる場合とする。

個々の申出については、申出文書の事項ごとに次の（１）～（８）の審査基準を参考に事務処理要綱に審査基準を定め当該基準に基づき審査し、応諾するか否かを決定する。

（１）調査票情報の利用目的

① 法第 33 条第 1 号に該当する申出である場合

使用目的が、次のア～ウのいずれかであることが必要であるとともに、申出者の名義人が行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等の長であること、当該調査票情報を使用して実施する統計の作成等又は統計の作成するための調査に係る名簿の作成が、申出を行う組織又は法人の活動にとって必要不可欠であることを示す書類が添付されており、当該使用が個人の使用ではなく当該組織として必要であると認められることが必要である（行政機関又は地方公共団体その他の執行機関が申出する場合は不要。）。

ア 統計の作成目的であること

「統計の作成」とは、その統計調査が本来作成を予定していた統計以外の統計を作成することを意味する。

複数の調査票情報を接続するために中間的に調査票情報のうち数量化になじまない情報（法人の名称など）を利用し、最終的に「統計の作成」を行う場合については、当該数量化になじまない情報の利用についても「統計の作成」目的に含まれる。^{注3)}

また、調査票情報の内容を他の配布前調査票にプレプリントする利用については、プレプリントにより実施した統計調査により、最終的に「統計の作成」となるため、当該利用についても「統計の作成」目的に含まれる。

注3) 例えば、A調査票情報の「法人名」、「売上高」等とB調査票情報の「法人名」、「研究経費内訳」等を接続するため、両調査票情報に共通する項目である「法人名」をキーとして双方のデータをマッチングして、「売上高」と「研究経費内訳」に関する統計を作成する場合、「法人名」は個別に識別されず、また集計の対象とはされず、「売上高」と「研究経費内訳」に関する統計が作成されるため、「統計の作成」に包含されるものである。

イ 統計的研究目的であること

「統計的研究」とは、調査票情報を利用して行う統計的手法による研究を意味する。例えば、集団の傾向等を分析し、統計の誤差の評価を行い、統計調査の計画に関する改善案を取りまとめる研究や、集団の傾向等の把握のために回帰分析^(注4)を行って回帰式を推定する研究等が本区分に該当する。なお、個別の調査客体の情報に着目した個別事例研究などは含まれない。

注4) 「回帰分析 (Regression analysis)」とは、家計の収入と支出のように一方の変数が他方の変数の決定要因又は説明要因と考えられるとき、最小2乗法によって回帰式を推計し、両変数の関係を分析することをいう。説明要因と考えられる変数が2つ以上あると考えられるとき、同様の方法で3つ以上の変数の関係を分析することを重回帰分析と

いう。説明変数と考えられる変数や回帰式の形を選定したり、取捨選択することも、回帰分析や重回帰分析の一環である。

ウ 統計を作成するための調査に係る名簿の作成目的であること

作成する名簿は、書面、電磁的記録等その媒体、形式を問わない。当該名簿は公的機関が実施する「統計を作成するための調査に係る名簿の作成」のみに用いられることを要する。

「統計を作成するための調査」には、法第2条第5項に規定される「統計調査」のほか、統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し意識等の報告を求めることにより行う調査（いわゆる意識調査、世論調査の類）についても含まれる。

また、作成した名簿の内容を配布前の調査票にプレプリントする場合であって、当該プレプリントした事項が統計の作成に利用しない事項のみからなるときは（例えば、企業名と住所のみの宛名情報だけの場合）、本目的に含まれる。

なお、「統計を作成するための調査」以外の別の目的で利用される名簿を作成することは認められない。

② 法第33条第2号に該当する申出である場合

利用場所が日本国内であり、使用目的が、前述①のア又はイのいずれかであることが必要であるとともに、施行規則第9条第1号から3号のいずれかに該当することを証明する、次のア又はイの文書が添付されていることが必要である。

ア 施行規則第9条第1号又は第2号該当の場合

委託研究、共同研究又は補助の関係を示す文書の写し及び調査研究等の概要に関する資料

イ 施行規則第9条第3号該当の場合

行政機関の長（各府省大臣又は長官）、都道府県知事又は市町村長が文書名義人となり、政策の企画、立案、実施、評価等（推進、調整といった行政上の作用を含むもの）として有用である旨を記載した公文書

なお、法33条第2号に該当する者については、「統計を作成するための調査に係る名簿の作成」は認められていないため、確認に際しては留意が必要である。

(2) 調査票情報の利用者の範囲

調査票情報の利用者の範囲は必要最小限とし、職務に関して使用する場合であることが必要である。

また、学生（大学院生を含む。）は原則として認められない。ただし、文部科学省科学技術研究費補助金を受けて行う研究等において、研究者として明らかにされているような場合に限っては、使用が認められる。

なお、法第33条第2号により調査票情報の使用を申出する場合には、第8-4-

(3)－①に示される誓約書が添付されていること、また、調査票情報の集計処理等を外部委託する場合、第8－4－(3)－②に示される書類が添付されていることが必要である。

(3) 利用する調査票情報の名称及び範囲

調査票情報の名称、年次等、地域、属性的範囲が使用目的から判断して、必要最小限となっており、不要と考えられるものが含まれていないことが必要である。

(4) 利用する調査事項及び使用方法

① オンサイト利用以外の場合

ア 名簿又はプレプリント目的以外の場合

利用する調査事項が、使用目的及び集計様式又は電子計算機による分析出力様式から判断して、必要最小限となっており、不要と考えられるものが含まれていないこと、また、添付された集計様式が既に公表されている集計結果から作成できない場合であることが必要である。

なお、調査対象の名称、識別番号等は、統計を作成するための調査に係る名簿の作成又は複数の統計調査の結果を結合する過程で中間的に使用する場合以外には提供しない。

イ 名簿又はプレプリント目的の場合

利用する調査事項が、名簿の利用若しくはプレプリントする事項として必要最小限となっており、不要と考えられるものが含まれないことが必要である。

② オンサイト利用の場合

研究計画が具体的に記載されており、利用する調査事項が、利用目的及び研究内容・研究計画に照らして必要最小限となっており、不要と考えられるものが含まれていないことが必要である。

(5) 利用期間

研究等の期間に照らして、適切な期間であることが必要である（できるだけ短期間であることが望ましい。）。)

(6) 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法（オンサイト利用を除く）

次のアからカの条件をすべて満たすことが必要である。

ア 調査票情報の利用場所については、日本国内であること、かつ、施錠可能な物理的な場所に限定されており、当該利用場所から調査票情報等が持ち出されないこと。

なお、当該利用場所は分散しないことが望ましく、分散する場合は、正当な理由が記述されていること。

イ 調査票情報が限定された媒体に格納され、当該限定された媒体が施錠可能なキャビネット等で保管されること。なお、当該場所は利用場所と同一であるこ

とが好ましく、別々となる場合は、その理由が妥当であること。

ウ 調査票情報の使用時に上記アの利用場所に存在する者が制限される、又は、何らかの確認行為が行われること。

エ 調査票情報の利用時のコンピューター環境として、インターネット等の外部ネットワークに接続した状態ではないこと。

オ 調査票情報を利用するコンピューター等に

- ・ アンチウイルスソフトの導入
- ・ セキュリティホール対策の導入
- ・ ID・パスワード認証の導入
- ・ スクリーンロックの導入

が図られていること。

カ 外部ネットワークに接続する可能性のあるコンピューターや利用者以外の者が使用するコンピューターに調査票情報及び中間生成物を残留させないこと。

キ 調査票の原票を使用する場合、調査票の原票を使用する場所、保管場所である公務所内とし、保管場所から持ち出して使用しないこと。

(7) 結果の公表方法及び公表時期

閲覧又は転写した結果をそのまま公表する場合は認められない。

また、結果を公表しない場合、その理由が妥当なものであることが必要である。

なお、集計した結果を公表する場合には、個々の調査対象に関する事項が特定、類推されることがないように、秘匿措置がなされることが必要である。

(8) 転写書類の使用後の処置

原則として転写書類及び中間集計表は、使用后直ちに廃棄されることが必要である。

3 記載事項に変更が生じた場合の取扱い

記載事項に変更が生じた場合には、変更後の申出全体について改めて申出を必要とする運用を行う。ただし、使用者の組織名・役職名の変更等、形式的な変更の場合については、この限りではない。

第10 審査結果の通知

審査結果の通知に当たっては、次の事項を参考として事務処理要綱を定め、当該事務処理要綱に基づいて運用を行う。

1 審査に要する期間

行政機関及び届出独立行政法人等は、申出文書を受理してから原則として14日以内に、当該申出に対する審査結果の通知を行う。

2 審査後の手続等

(1) 申出を応諾した場合の通知書の送付及び調査票情報の提供等

行政機関及び届出独立行政法人等は、申出者に対し、様式第6号を参考として行政機関及び届出独立行政法人が定めた承諾通知書を送付する。申出事項を変更し、又は、条件を付して応諾した場合には、その事項も併せて通知する。

(2) 承諾しない場合の通知書の送付

行政機関及び届出独立行政法人等は、申出者に対し、様式第7号を参考として行政機関及び届出独立行政法人等が定めた許否通知書（調査票情報を提供しない旨記載）を送付する。

第11 調査票情報及び利用に必要な情報の提供

承諾通知書により調査票情報を提供する旨通知した後、原則として14日以内に申出者に対し調査票情報の電子媒体転写分及びドキュメントの提供等を行うものとする。

提供の手段は直接の受け渡しを原則としつつ、提供先から必要とされる切手を送付される場合にあっては書留による送付にも対応するものとする。

なお、情報漏洩防止の観点から、電子媒体転写分については、暗号化しパスワードを付して提供することとし、インターネット等の通信回線を通じたオンラインによる調査票情報の提供については行わないこととする。

第12 調査票情報の利用期間中の対応及び終了後の処置の確認

1 利用期間中の対応（監査）

特に、オンサイト利用以外の利用については、行政機関及び届出独立行政法人等は、調査票情報の秘密の保護の徹底を図る観点から利用状況について、職員の派遣を行う等により調査票情報の使用環境の確認等の監査を必要に応じて行うことが好ましい。

なお、オンサイト利用において、当該利用場所から成果物等を持ち出す場合、当該内容を必ず確認するとともに、統計表や分析結果について秘匿等が行われているか確認を行い、秘匿等が必要な場合は当該措置が行われるまで持ち出しを留保するよう運用する。

2 利用期間終了後の処置

申出者は、調査票情報から生成されるもののうち申出書類に添付した集計様式又は分析出力様式に提示されている以外のものについて、調査票情報及びその中間生成物のすべてを消去するとともに、これらの使用後の処置について、様式第6号別紙1を参考として行政機関及び届出独立行政法人等が定める様式により、調査票情報の提供を受けた行政機関又は届出独立行政法人等に報告するよう運用する（提出先は原則として窓口組織とする。）。

なお、行政機関及び届出独立行政法人等は、利用期間終了後の処置についても確実に廃棄が実施されているか、必要に応じて監査等により確認を行うことが好ましい。

3 利用成果の報告

行政機関又は届出独立行政法人等が調査票情報を提供する際には、あらかじめ申出者に対して、当該利用期間（申出文書に記載した利用期間）の終了後に、当該調査票情報の利用成果について報告を求める運用を行う。

当該報告は、様式第6号別紙2を参考として行政機関又は届出独立行政法人等が定める様式により行わせるものとする。

第13 調査票情報の不適切利用への対応

1 調査票情報の不適切利用への対応

調査票情報の提供を受けた者は、法第42条及び第43条において適正管理義務及び守秘義務がかかるとともに、これに違反した場合、法第57条及び第59条の罰則が適用される。

また、法第34条に基づく委託による統計の作成等や法第35条及び第36条に基づく匿名データの作成・提供においても、目的外利用や情報が漏洩した等の問題が生じた場合、サービス提供の禁止措置等のペナルティが行政機関から取られることとなる。

調査票情報の提供においても法令を遵守するとともに、法第34条の運用及び法第36条の運用と整合を確保するため、法第33条の運用において法令違反や問題が生じた場合、法に規定された罰則の他、法第34条及び法第36条の運用上の措置（注5）に準じた提供禁止措置等のペナルティを講じる。

注5）法第33条、第34条及び第36条に基づく二次利用サービスの提供等の全府省における一定期間の一斉停止等

2 公益通報者保護法との関係

法は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の適用対象とされており、法に違反する行為を労働者が通報した場合、公益通報者保護法に基づき、当該労働者は解雇等の不利益な取扱いから保護されること等が規定されている。

行政機関は、公益通報者保護法及び関連するガイドライン等に基づいて、内規の整備、受付窓口の整備等、適切な措置を行う。

第14 提供状況の総務大臣への報告

行政機関の長及び届出独立行政法人は、法第55条に基づく総務大臣の求めに応じ、1年に1回、申出件数、応諾件数、許否件数等を取りまとめ、総務大臣に提出する。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成17年8月15日付け総務省政策統括官（統計基準担当）決定「指定統計調査調査票の統計目的外使用の承認申請に関する事務処理要領」は、このガイドラインの施行をもって廃止する。

附 則

平成21年9月29日改正に伴い、本ガイドラインは平成21年10月1日から施行する。

統計法（抄）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、次に掲げる法人をいう。

一 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。）

二 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

3 この法律において「公的統計」とは、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等（以下「行政機関等」という。）が作成する統計をいう。

4～10（略）

11 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

（調査票情報の提供）

第三十三条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成

二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等

（調査票情報等の利用制限）

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2、3（略）

（調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理）

第四十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

一 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報

二 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）

第四十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 前条第一項第一号に掲げる者であって、同号に定める調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務

二 前条第一項第一号に掲げる者から同号に定める調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた

- 者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務
- 2 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一、二 (略)

三 第四十三条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2 (略)

第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第四十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも前項と同様とする。

統計法施行令 (抄)

(統計調査の届出をしなければならない独立行政法人等及び当該届出の手続)

第八条 法第二十五条の政令で定める独立行政法人等は、日本銀行とする。

2 (略)

統計法施行規則 (抄)

(調査票情報の提供を受けることができる者)

第八条 法第三十三条第一号の総務省令で定める者は、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社とする。

(調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等)

第九条 法第三十三条第二号の総務省令で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であつて、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

一 行政機関等又は前条に規定する者(次号において「公的機関」という。)が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等

二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等

三 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

様式第1号（調査票情報利用管理リスト）

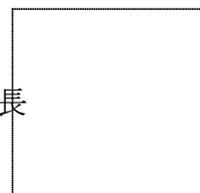
〇〇省調査票情報利用管理リスト

調査名	年次・月次等	調査票情報の有無等	ドキュメント			法第33条による提供への対応の可否	担当課室・係名	連絡先
			データレイアウト	コード表	その他（具体的に）			
〇〇〇〇統計調査	平成10年1月～ 平成20年10月	有 （磁気）	○	○	データチェック 要領、調査の概要	可	〇〇局〇〇課 〇〇係	03-XXXX-XXXX
〃	平成5年1月～ 平成9年12月	無	—	—	—	不可	〃	〃
■■統計調査（甲）	平成17年	有	○	○	—	可	■■局■■課 ■■室■■係	03-YYYY-YYYY
■■統計調査（乙）	〃	有	○	○	—	可	〃	〃

平成〇年〇月〇日

（行政機関又は届出独立行政法人等の長） 殿

組 織 の 長



〇〇統計調査に係る調査票情報の利用について

平成〇年〇月〇日付け（文書番号）で提供の申出を行った〇〇統計調査に係る調査票情報については、下記のとおり、（法人名、組織名）として、その利用を必要とするものであるため、よろしくお取り計らい願いたい。

記

《記載例》

- ・ 〇〇法人が平成〇年度調査研究事業として行う「〇〇に関する研究」の一環として実施する統計調査の対象名簿を作成する。研究事業のパンフレットは別添1、本法人及び〇〇大学、〇〇研究所との連携体制は別添2
- ・ 〇〇大学が、〇〇学部平成〇年度に実施する「〇〇に関する研究プロジェクト」において、〇〇統計調査に係る調査票情報を利用し、分析を行うとともに、本学主催のシンポジウムにて当該研究成果を広げる。プロジェクトのパンフレットは別添1、プロジェクト推進体制は別添2

注1) 法人・組織に属する研究者等の個人が、自己の研究等の目的で調査票情報を利用するのではなく、法人・組織等として調査票情報を利用することを簡潔に記載してください。

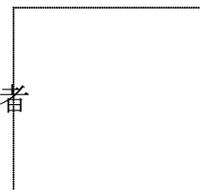
2) 行政機関又は地方公共団体その他の執行機関が申出を行う場合は、本様式は不要です。

文 書 番 号

平成〇年〇月〇日

（行政機関又は届出独立行政法人等の長） 殿

申 出 者



〇〇統計調査に係る調査票情報の提供について（申出）

標記について、統計法（平成19年法律第53号）第33条の規定に基づき、
別紙のとおり調査票情報の提供の申出を行います。

1 申出の根拠

ア 法第 33 条第 1 号に基づく申出

① 法第 33 条第 2 号に基づく申出

2 統計調査の名称

〇〇統計調査（基幹統計「〇〇」を作成するための調査）

3 調査票情報の利用目的

〇〇省の補助金を受けて行う「…に関する研究」の一環として、…について分析する基礎資料を得る。なお、研究概要は別添 1

4 調査票情報の利用者の範囲

〇〇大学経済学部教授〇〇〇〇（氏名）
" 助教〇〇〇〇（氏名）
" 助教〇〇〇〇（氏名）

5 オンサイト利用であるか否か

オンサイト利用ではない

6 利用する調査票情報の名称及び範囲

- (1) 名称 〇〇統計調査（乙調査票）
(2) 年次 平成 12 年 1 月～12 月及び平成 17 年 1 月～12 月
(3) 地域 全国
(4) 属性的範囲 調査対象

7 利用する調査事項及び利用方法

<調査事項>

都道府県番号、事業所一連番号、資本金、生産額…

※ 使用する調査項目は別添 2 のデータレイアウト上に○を記入

<利用方法>

〇〇大学経済学部の〇〇教授及び〇〇助教が、経済学部のシステム室において、「利用する調査事項」欄記入の調査票情報（データレイアウトは別添 2）の内容を用いて〇〇の分析を行う。集計様式は別添 3、分析出力様式は別添 4 のとおり。

8 利用期間

平成 21 年 7 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間

9 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法

施錠可能な経済学部のシステム室内に限定して利用し保管時のみ〇〇教授の研究室に持ち込むこととし、それ以外の持ち出しを禁止する。また、上記 3 に記載する者がシステム室内に入る職員を相互にチェックする。

なお、システム室内のサーバー及び 5 台のクライアントはシステム室内だけの LAN 環境となっており、外部ネットワークとは物理的に接続していない。（システム室内システム構成図は別添 6）

調査票情報及び中間生成物は全て外付けの USB メモリーに格納しサーバー及びクライアントに内蔵される記憶装置には一切の情報の蓄積を行わない。さらに、これらの情報を使用しないときは、当該 USB メモリーをクライアントから外し、〇〇教授の研究室に同教授が鍵を管理する施錠可能なボックスで保管する。保管管理責任者は〇〇教授とする。

10 結果の公表方法及び公表時期

研究終了後、集計結果は論文の添付資料として学会で発表するとともに、大学 HP にて掲載する予定。なお、事業所数が 1 若しくは 2 となる場合には秘匿するほか、3 以上となる場合であっても、個々の事業所の秘密が漏れない方法により行う。

11 転写書類の利用後の処置

調査票情報及び分析に集計に用いた中間集計表についても、当該目的以外に使用しないこととし、利用終了後直ちにメモリー及びハードディスクから消去する。なお、提供された CD-R は返却する。

12 事務担当者

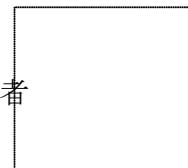
〇〇大学経済学部〇〇助教 住所 〒XXX-XXXX 〇〇県〇〇市〇〇 〇〇大学経済学部〇〇研究室
TELXX-XXXX-XXXX、E-Mail XXXX@XX.XX.ac.jp

注) 下線部以外は記入例

平成〇年〇月〇日

（行政機関又は届出独立行政法人等の長） 殿

申 出 者



調査票情報（〇〇統計調査）の提供申出に係る集計等業務委託
契約における秘密保持義務等に関する事項の明記について

平成〇年〇月〇日付け（文書番号）で提供の申出を行った〇〇統計調査に係る調査票情報については、集計等の業務を（受託者名）に委託することとしているが、現在、委託契約の締結事務を進めており、申出書に契約関係書類の写しを添付することができない。

当該契約関係書類の写しは、契約締結後速やかに貴職あてに送付するが、現時点において契約書又は覚書等において、調査票情報の適正な管理や秘密保護等に関して、下記の事項について明記することとしているので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

- ① 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ② 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- ③ 関係資料の適正管理義務に関する事項
- ④ 調査票情報の転写、貸与及び提供の禁止に関する事項
- ⑤ 調査票情報の集計のための作業の過程で作成し、不要となった入出力媒体の廃棄に関する事項
- ⑥ 業務の再委託の禁止に関する事項
- ⑦ 調査票情報の管理状況についての検査に関する事項
- ⑧ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ⑨ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

7 オンサイト利用であるか否か

ア ○○省のオンサイト利用

イ ア以外

8-1 利用する調査事項及び利用方法

<チェック欄>
問題 問題
なし あり

<調査事項>

■ 限定列举され、必要最小限と………
なっているか

■ 名称・所在地を利用する場合、………
理由の記載があり、必要性は認められるか

<利用方法>

■ 集計様式、分析出力様式が添付………
されているか

8-2 利用する調査事項及び利用方法

<チェック欄>
問題 問題
なし あり

<調査事項>

■ 限定列举され、必要最小限と………
なっているか

■ 集計様式、分析出力様式から………
見て調査事項は最小限となっ
ているか

■ 名称・所在地を利用する場合、………
理由の記載があり、必要性は認められるか

<利用方法>

■ 集計様式、分析出力様式が全て………
添付されているか

■ 利用目的等と照らし合わせて、………
集計様式、分析出力様式は妥当か

■ 公表結果から作成可能な集計様………
式、分析出力様式はないか

9 利用場所、利用する環境、保管場所、管理方法

■ 使用及び保存場所が日本国内で ……
ある

■ 使用場所が施錠可能なスペース………
に限定され、調査票情報が持ち出
されない

■ 調査票情報が限定された記憶装………
置格納され、施錠可能なキャビネ
ット等で保管される

■ 使用時に使用場所に存在する者………
が限定又は確認が行われる

■ 使用時に外部ネットワークに接………
続されない環境である

■ 調査票情報、中間生成物が存在………
する機器が外部ネットワークに接
続されない又は他人が使用しない

■ 調査票情報を使用する機器に ……
セキュリティ対策が導入されている

■ 調査票原票を使用する場合、公………
務所である

10-1 利用期間

ア 1ヶ月未満

イ 1ヶ月以上～6ヶ月未満

ウ 6ヶ月以上～1年未満

エ 1年以上

■ 目的等から最小限の期間と………
なっているか

10-2 利用期間

ア 1ヶ月未満

イ 1ヶ月以上～6ヶ月未満

ウ 6ヶ月以上～1年未満

エ 1年以上

■ 目的等から最小限の期間と………
なっているか

11-1 結果の公表方法及び公表時期

ア 公表する

イ 公表しない

■ 理由は妥当か…

11-2 結果の公表方法及び公表時期

ア 公表する

イ 公表しない

■ 秘匿は妥当か…

■ 使用後は直ちに廃棄がされるか……

<所見>

1 「2 法第 33 条第 1 号該当の確認」について

.....

2 「10 利用場所、利用する環境、保管場所、管理方法」について

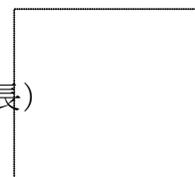
.....

文 書 番 号

平成〇年〇月〇日

（申 出 者） 殿

（行政機関又は届出独立行政法人等の長）



〇〇統計調査に係る調査票情報の提供について（通知）

（対：平成 年 月 日付け 第 号）

標記については、下記の事項を条件として、統計法（平成19年法律第53号）第33条の規定に基づき調査票情報を提供します。

なお、以下の点に留意してください。

- ① 利用後は、別紙1により転写書類の利用後の処置について速やかに報告するとともに、別紙2により調査票情報の利用の成果を報告してください。
- ② 申出事項に変更が生じたときには、改めて申出を行ってください。

記

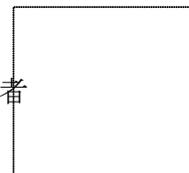
注）二重下線部は、条件付の提供の際にのみ記載する。

(別 紙1)

文 書 番 号
平成〇年〇月〇日

(行政機関又は届出独立行政法人等の長) 殿

申 出 者



転写書類の利用後の処置について

平成〇年〇月〇日付け(文書番号)で提供を受けた〇〇統計調査に係る調査票情報については、下記のとおり処置しましたので、報告します。

記

1 転写書類の内容

2 処置の方法

(焼 却 消 去 返 納 溶 解 裁 断)

3 処置した者

4 処置した年月日

平成 年 月 日

注1) 転写書類には、個体識別できる中間集計表を含みます。

2) 「処置の方法」については、該当するものに○を付してください。

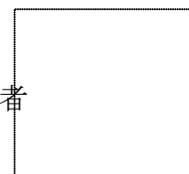
3) 「処置した者」については、申出書の記載を踏まえて記述してください。したがって、組織的な使用をしている場合には、「〇〇課〇〇係の職員」等と記述してください。

(別 紙2)

平成〇年〇月〇日

(行政機関又は届出独立行政法人等の長) 殿

申 出 者



調査票情報の利用による成果について

平成〇年〇月〇日付け(文書番号)で提供を受けた〇〇統計調査に係る調査票情報の利用による成果について、下記のとおり報告します。

記

《記載例》

- ・ 「〇〇基本計画」を策定するための基礎資料として、〇〇、〇〇等の統計を作成し、〇〇の実態を把握した。実態把握結果の概要は別添のとおり。なお、実態把握結果を踏まえ、「〇〇基本計画」を平成〇年〇月までに策定(閣議決定)する予定である。

詳細は以下の HP 参照

<http://www.xxxxxxxxx.com>

- ・ 〇〇省の〇〇補助金を受けて行う「〇〇に関する研究」の一環として、〇〇、〇〇等の統計を作成し、〇〇について分析する基礎資料とした。〇〇に関する分析結果の概要は～～であり、同結果については、平成〇年〇月に〇〇省に報告を行った。

研究報告書は以下の HP 参照

<http://www.xxxxxxxx.com>

- ・ 〇〇統計の誤差の評価を行い、その改善策について取りまとめ、平成〇年〇月に〇〇学会において発表した。取りまとめた改善策の概要は以下の HP に掲載

<http://www.xxxxxxxx.com>

注1) 申出書の利用目的欄の記載を踏まえ、調査票情報の利用による成果について、その概要を記載し、必要に応じて、資料を添付してください。

2) 本報告は、申出書に記載した利用目的を達した時点で、提出してください。

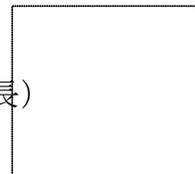
3) 調査票情報を利用した結果、所期の目的を達しなかった場合は、その旨を報告してください。

文 書 番 号

平成〇年〇月〇日

（申 出 者） 殿

（行政機関又は届出独立行政法人等の長）



〇〇統計調査に係る調査票情報の提供について（通知）

（対：平成 年 月 日付け 第 号）

標記について、下記の理由により、承諾しないこととしたので、通知します。

記